(その1) (単独型の場合)

											※ 5	受付番号	7						
	フ	リガナ																	
事	名	称																	
7			(郵便番号		_)												
業	所	在 地																	
			(ビルの名	称笙)															
所									Ī	FAX:	悉号								
	直通連絡先 直通電話番号 E - m a i l																		
	フ	フリガナ				(郵便番号 一)									11. Fr				
管	氏 名				住 所										生年月日				
П	77														ЛН				
理																			
	事業所等の名称																		
者	者 兼務する同一																		
利用者の推定数 人 本体										体旗	施設の	入所定員	1						人
				.,		. ,		_	_		-44		_	_					_
谷	** =	との殴る	重及び員数	, 生	活	ī 木	泪 談	貝	看	Ī	護	職	員	介	護	Ē	職		員
100	未 1	ヨ マノ 相以 イ゙!	里 仄 ひ 貝 剱	専		従	兼	務	車		従ま	F	務	車		従	兼		務
Г	常		勤(人)			1/4	ZII.	127	'1		NC /1	IV.	122	1,1		/.C	/IIC		123
ı	… 非	常	勤(人)	_															
	常剪	常勤換算後の人数(人)																	
	※基準上の必要人数 (人)																		
※ 適 合 の 可 否																			
従業者の職種及び員数						師	栄 勃	養			訓練		員その		¥ 1			1 - 1	
征	美 名	すの 職力	埋 及 ひ 貝 剱						指		算 員 				養士い場				置
Г	常		#4 (1)	専従	生 オ	兼務	専従	兼務		7従	兼務	専従	兼務	- 1.6	• 7/	20 1	1 */	10	<u>ш.</u>
-	<u>币</u> 非	常	勤 (人) 勤 (人)	_															
F		<u> </u>						l			1								
	<u>**</u>	適合	<u>の</u> 可否	_															
設			の数値記		目	等				*	基準」	この必要	更数值	<u> </u>	適	合	0)	可	否
居 1 室当たりの最大										人 人以下									
室 利用者1人当たり最小床																			
	廊片廊下の					幅メートル						メートル以上							
_		中廊	•	り	幅メートルメートル以上面積平方メートル平方メートル以上								_						
_	度 <u>室</u> 建	及び機能物 の	<u> </u>				- 半ノ	ケメー	トル		半力	メート	ル以上	-					
	垂 <u></u> 面	物 ()	構造	概	要積		717	タメー タンフィング	L iL		亚士	メート	n.D.F	_					
ı		用定り	a I		但		<u> </u>	J /·	1.72		十刀	<i>/</i> · 19		-					人
注 定 代 理 恶 頟 公													/ (
主	. 利 用 科																		
な 埋																			
掲示	その他の費用																		
事																			
項 通常の送迎 (佐老)					3 4 5									צי					
	の	実施地均	或																
協	力	名					診	> 療	科	名									
医	寮		· 弥				彰			名									
機			弥				診			名									

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
 - 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の登記事項証明書又は条例等
 - (2) 建物の構造概要を記載した書類及び平面図並びに設備の概要を記載した書類
 - (3) 運営規程
 - (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (6) 協力医療機関との契約の内容を記載した書類
 - (7) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第114条第1項第10号に規定する誓約書
 - (8) 認可証等(特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときに限る。)
 - (9) 当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表
 - 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき介護保険法施行規則第130条の4第3号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、同省令第121条第5項各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。